

## 事業系ごみ等集積施設の設置について

事業用の建築物を建築する場合は、「神戸市廃棄物の適正処理再利用及び美化に関する条例」に基づき、当該建築物又は敷地内に保管場所等を設置する必要があります。

### 1 設置基準

建物用途		面積基準	
		廃棄物保管場所の面積	資源化物保管場所の面積
事務所		床面積 3,000 m <sup>2</sup> 当たり 3.9 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup> 未満 ⇒ 2 m <sup>2</sup> 3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満 ⇒ 4 m <sup>2</sup> 5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ⇒ 8 m <sup>2</sup> 10,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満 ⇒ 10 m <sup>2</sup> 以後、床面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超えるごとに 2 m <sup>2</sup> 加算
店舗	飲食店	床面積 3,000 m <sup>2</sup> 当たり 4.8 m <sup>2</sup>	
	物販店	床面積 3,000 m <sup>2</sup> 当たり 5.1 m <sup>2</sup>	
	デパート・スーパー	床面積 3,000 m <sup>2</sup> 当たり 6.6 m <sup>2</sup>	
文化・娯楽施設		床面積 3,000 m <sup>2</sup> 当たり 2.4 m <sup>2</sup>	
宿泊施設	ホテル・旅館	床面積 3,000 m <sup>2</sup> 当たり 6.6 m <sup>2</sup>	
	ビジネスホテル	床面積 3,000 m <sup>2</sup> 当たり 3.3 m <sup>2</sup>	
学校		床面積 3,000 m <sup>2</sup> 当たり 3.0 m <sup>2</sup>	
医療機関	病院・診療所（入院設備あり）	床面積 3,000 m <sup>2</sup> 当たり 6.6 m <sup>2</sup>	
	診療所（入院設備なし）	床面積 3,000 m <sup>2</sup> 当たり 3.9 m <sup>2</sup>	
駅舎		乗降者 10,000 人当たり 1.8 m <sup>2</sup>	
その他	工場、倉庫、駐車場など	床面積 3,000 m <sup>2</sup> 当たり 0.408 m <sup>2</sup>	
備考	1 上記基準に基づき、床面積・乗降者数に応じて必要面積を確保すること。（有効面積） 2 それぞれの用途区分に応じて算出すること。 3 上記用途区分にない建物については、類似の区分を適用すること。 4 最低 2 m <sup>2</sup> 以上の保管場所を確保すること。（廃棄物保管場所・資源化物保管場所とも）		

### 2 届出等

- ① 延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上
- ② 店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の小売店舗（大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項の規定）

### 3 提出書類

上記に該当する場合は、「保管場所等の設置に関する届」及び「保管場所等の設置に関する届出済書」に、位置図・土地利用計画図（配置図）・保管場所詳細図等を 2 部添付し提出してください。

神戸市のホームページのサイト検索『ごみ集積施設の設置について』から届出様式を取得できます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a04164/kurashi/recycle/gomi/shisetsu/cleanstation/cleanstation/shusekishisetsu.html>

### 4 手続きの流れ

届出書を受領後、約 1 週間で届出済書を交付します。

その後、建築物が完成しましたら完了届に写真を添付のうえ環境局業務課へ提出してください。

### 5 収集契約について

共栄会（神戸市環境共栄事業協同組合）TEL. 078-331-3470（平日 9 時～16 時）にご相談ください。

担当：神戸市環境局業務課 078-595-6143